

【講演記録】

ボランティアで育む心

——障害者（児）とのかかわりを通して——

Volunteer activity develop the volunteer spirit

——through the work with handicapped person and children——

大塚 明 敏*

Akitoshi Ohtsuka

掲載するに当って

「国立能登青年の家（在石川県、当時の所長木部潔氏）」においては、平成7年1月より平成8年3月に至るまで同施設の現代化と自己改革の一環として「障害者（児）の施設利用に関する研究プロジェクト」を発足させ、そのための調査研究と職員の資質向上、加えてボランティアを養成するための事業に全職員が一丸となって取り組んできた。

その間、金沢大学教育学部教員時代より著者は前述のプロジェクトを推進するための委員を学識経験者の立場から委嘱され、研究の方向づけと、ボランティア実践の両面にわたって関与してきた。

以下に述べる記録は、平成7年4月長野大学に赴任して後、その活動の一環として平成7年6月9日に実施された「前期ボランティアのつどい—障害者とともに—」という研修会において活動を始めるに当たっての基礎知識として施設の職員、学校の教師、一般の社会人、大学生、高校生等を対象に「ボランティアで育む心—障害者（児）とのかかわりを通して—」というテーマの下に講演したものの要旨である。

その時点における著者なりの「ボランティア論」や「ボランティア観」も含まれているので、あえて研究紀要に掲載し、興味と関心を有する人々に

資料として残すこととした。その理由は、「ボランティア」についての発想の構築や整理、実践のあり様もわが国の場合、歴史的、社会的に見て現在の段階では未だ開発期にあり、したがって、その試論としての意味合いをいささかなりとも持つであろうと考えるが故である。

〔講演要旨〕

はじめに

みなさんたちが今日（平成7年6月9日、金曜日）、「青年の家」が主催するボランティアのつどいに参加していること自体が、すでにボランティアであり、ボランティア活動となっています。「初めに行動ありき」先ずは行動を起こすところからすべてが始まります。

このようにボランティアとは、人、それぞれの心から自発的にわきあがってくるものであります。決して他から強制されてするものではありません。

困っている人や援助を必要とする人に対して何かをしてあげるといふ自己満足のためにすることでもありません。また、わざわざお金や時間をかけて身構えてすることでもありません。ごく日常的な普段着の援助活動を実践することでありませぬ。

もちろん、よくあるような行政当局の考える、

*教授

あるいは、とびつきそうな安上がり労働力の供給源でもありません。本質的には、この世に生を受けた人間同志がよりよく生きようとするがための実践であり、行動であります。

ボランティアとは、実行に移して初めて意義があるもので、考えているだけ、夢見ているだけでは、単なる絵に描いた餅に過ぎません。お互いの努力と創意により誰もがこの社会の中で物心両面から人間として尊重された生き方ができるように生活の条件や環境を整えていくことが大切です。日本国憲法を目指す平和にして、健康で文化的な生活を国民全てが享受できるデモクラシー社会の実現こそ、ボランティアによる活動の究極の願いではないでしょうか。

1 「ボランティア」ということばについて

YMCAの指導者である永井三郎先生の説を手がかりに、私流に紹介しておきます。

オックスフォード英語辞典によると、軍隊用語としての「ボランティア」は、「自発的に兵隊を志願し、あるいは登録する人であり、そうすることを義務づけられ、あるいは正規軍、または軍隊に属する人に対比して用いられる」とあります。

このことから「ボランティア」の意味を一般化してとらえてみると、「自発的に志願し、登録する人であり、正規の専門職業集団に属さない人」という意味があるように思えます。

また、軍隊用語としての「ボランティア」について、多くの和英辞典で「義勇兵」という訳語もしばしばあてられております。

「義勇兵」ということばの用法について眺めると、慶応義塾を創設した福沢諭吉が1860年(万延元年)威臨丸に乗ってサンフランシスコに上陸した時、「大將はお医者様で、少將は染物屋の主人というような“義勇兵”の歓迎をうけた」旨を福翁自伝に記しています。この場合の「義勇兵」とは、正しく英語でいうところの「ボランティア」を意味しております。

他方、国語辞典である大言海には、「義勇」について、「本務ならぬに自ら進み出て、公共のためにつくすこと」と定義しておりますが、これは

まさしくボランティアの精神ぴったりであります。

「ボランティア」の訳語としては、福祉の分野で昔から篤志家、慈善家、奉仕家、有志家等々の名称が多数提案され、用いられてまいりました。しかし、ある言葉は、古くさい感じを与え、あるものは偽善的な臭気を感じさせ、また、あるものは、商業主義を連想させるためか、結果的には、いずれの用語も長く、広く用いられるには至りませんでした。むしろ、最近では原語へ戻って「ボランティア」が主として用いられているといつてよいでありましょう。おそらく、意味的にも、記号的にも「ボランティア」の訳語としてぴったりした表現が見つからなかったからでありましょう。ですから、目下のところ「ボランティア」は、「ボランティア」として素直にそのまま使っておけば、それでよいということになってきます。

2 今日における一般市民のボランティア動機について

どのようなきっかけから一般の市民がボランティアに関心を寄せたり関わったりしようと思ったのか、ということについて大よそのところを紹介しておきます。この集いに出席しているみなさんの思い入れを整理したり、強化したりする手がかりとなればと思うからであります。

(1) 問題触発動機によるもの……身近な社会問題がきっかけとなるもの

一人暮らし、ボケ老人等の高齢者問題、登校拒否、いじめ、自殺、非行といった児童・青少年問題、子殺し、交通事故による障害の多発、地域福祉の充実等にまつわる障害者問題といったようなことが身近な問題としてクローズアップされるようになり、行政や専門家任せでなく自分たちの問題としてとらえるようになったことからくる精神的な危機感がボランティアへと駆り立てるわけがあります。

(2) 自己充足的動機によるもの……居がい、生きがい、連帯感の追求がきっかけとなるもの
均一化、画一化が進行する現代の管理化社会の中で、多くの人々が疎外感や生きることに

の不充足感を味わっており、集団の中に人間同志のあたたかさや交わりを求め、また、ボランティアのような実地の社会活動を通して生きがいを求めてきているのです。

(3) 自己実現動機によるもの

生活が豊かになり、余暇が増大し、自分のもっている時間や能力を地域社会に提供し、社会に役立てたいという希望や意志をもつ人々が増えてまいりました。そのような人たちがボランティアとしての歩みを始めるわけです。

(4) 宗教的動機によるもの

宗教やその教祖の教えに従って世のため、人のために働こうとするわけです。大いに結構なことだと思います。ただし、オウム真理教の場合は、自分たちだけ助かって、他の人々はサリンで殺してしまおうとするのですから論外であります。江戸時代であったらオウムのような人間については、首謀者は市中引き回しの上、打ち首、獄門、他は遠島、ないしは居住地からの所払いとなつてでありましょう。

(5) 障害者自身の自発的動機によるもの

障害者自身が自分たちのかかえている問題に、同志として自発的に取り組むといった行動です。このパターンも大いにあり得てよいと思います。

(6) 同調的動機によるもの

何とはなしに友だちに誘われてボランティアを始めたというような成り行きです。それでも結構ではないでしょうか。

いずれの動機からであっても一向に構わないわけで、まずは行動を起こしてみることが大切であります。やはり「初めに行動ありき」のスピリットで臨むこと、これが意味を持ってまいります。

3 社会の側からのボランティア要請について

社会が現在どのようなボランティアを必要としているかというニーズを知る手がかりとなりますので、参考までに紹介しておきます。

(1) 核家族化の進行、共稼ぎの家庭の増加、高齢化社会の到来等の要因によって、高齢者や障害者のコミュニティ・ケア（地域で面倒をみる）の推進が叫ばれるようになり、そのプ

ログラムの中にボランティアでないとやれないような活動も出てきています。

(2) 福祉の問題が国民みんなのものとなっていく中で、施設や病院等のノーマリゼーション（地域社会への統合、一体化）が叫ばれるようになり、施設とか、病院が地域社会や地域住民と関わりを深める必要性や、地域福祉の資源としての施設の在り方、病院の在り方等が問われるようになってきました。そして、このような動きの中でボランティア活動の導入がクローズ・アップされるようになりました。

(3) 日本の社会が均一化や画一化を必然とする管理社会へと急速に変貌しているが故にこそ、一方では社会的な活力の維持、発展、社会の改革、開拓のための提言と実践等を自由な市民であるボランティアに期待するようになってきました。

(4) 福祉教育や生涯教育の立場からボランティア活動という体験を通してデモクラシーを学び、福祉というものの具体的な実態を知り、福祉の本質や理想を追求し、それを国民全てのものへと広げる一つの契機として自己啓発を図ろうとする動きが、行政、地域住民の立場で国中のあちこちに出てきております。

この度の「青年の家」主催の「ボランティアの集い」というこの行事もその一つかも知れません。

(5) 近年、社会の側の障害児や障害者に対する関わり方が、一般の健常な子どもや人々から分離し、隔離して扱うといったやり方から、できるだけ一緒に生活をする、道行きを同じくするといった方向、つまり、インテグレーション（統合）やメインストリーム（合流）を追求するようになってきました。

すなわち、これまでだと障害児や障害者がふれあうのは、両親と教師、あるいは専門家ぐらいのものでしたが、そういうものを超えて、広く一般の健常な子どもや市民とふれあいを持つような方向が近頃では顕著になってきております。

障害児の「統合保育」や「交流保育」、あるいは「統合教育」や「交流教育」などと呼ばれるものは、その典型的な例でありましょう。

「統合保育」とか「統合教育」というのは、障害児を一般の幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校等に入れて保育したり、教育したりすることです。

また、「交流保育」とか「交流教育」というのは、障害児の通う学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部などと一般の幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校などが相互に幼児、児童、生徒を行ったり来たりさせることであります。

重度の身体障害者の自立生活運動なども、こういったノーマリゼーション（正常化）の流れの中にあるものと考えることができましょう。

こうした一連の動きの中で、一般市民であるボランティアに多面的なふれあいや介助などを通して、障害児や障害者個人の持つ発達課題にまでも応えなければならないというような要請すら出てきているのが今の時代というものではないでしょうか。

- (6) 国としての行政や自治体としての行政の予算不足から一般市民に福祉への参加を求め、そのことによって財政的な負担の軽減を期待しようとする動きも見られます。

しかし、これは福祉社会実現のための本来の姿では決してありません。過度的現象としてのみ容認できることでありましょう。

4 近年におけるボランティア活動の動向について

求められているボランティアの担い手、その数、援助の対象、内容や質、活動の場等をみなさんが知る手がかりとして紹介しておきます。

- (1) 全国的動向として、近年ボランティアの数が徐々に増えてきているということがいわれています。
- (2) 世代的にも中学生、高校生から高齢者に至るまでの層に広がりを見せ、職种的にも主婦、学生、勤労者と広がりを見せています。
- (3) これまで、どちらかというと施設での援助サービスが主流をなしていましたが、近頃では地域活動から在宅サービスまで幅広く、活動内容も障害者、高齢者、児童、文化、自然、教育、災害時の支援等々の分野まで広がり、全般的に

多様化してきているようです。

- (4) 収容施設でのニーズもありますが、最近ではむしろ地域における在宅サービスの方に重点が置かれるようになってきました。
- (5) 見せてなくさめる式の活動が減り、相手方とともに何かを作ったり、ダンスをしたり、歌ったり、遊んだり、学んだり、社会に働きかけるといった共生的な傾向のものが出てきました。
- (6) 人間的なふれあい、話し合い、介助、リハビリテーションの手伝いなど、直接援助を要する人と接する活動が多く求められるようになってきました。
- (7) 視聴覚障害者の点訳、朗読サービス、外出時の手引、手話通訳脳血管障害者のリハビリテーションの介助、電話相談などといった専門性、あるいは高齢者専門、障害者専門といった対象種別による専門性等が求められるようになってきました。

5 現時点におけるボランティア活動の問題点について

その例として以下にボランティアを受け入れる施設、病院等がボランティアに対して感じる問題点と、ボランティア側が施設や病院に対して抱く問題について示しておきます。団体等の場合にも似たような問題が起こり得ると思いますので、“転ばぬ先の杖”として注意を喚起しておく次第です。ボランティアを受け入れる側、ボランティアをする側、双方にとって実際上のガイドラインとなるでありましょう。

＜施設・病院側の苦情の例＞

- (1) ボランティアは無責任で仕事を任せられない。
- (2) 約束を守らない。
- (3) 慈善意識が強い。
- (4) ボランティアには大したことはできない。
- (5) 施設・病院等の利用者の気持ちを汲まない。
- (6) かえって忙しい職員の手をとらせる。
- (7) 利用者のプライバシーや施設・病院内部の問題を外にもらすので困る。
- (8) リーダーがかわると来なくなる。つまり当てにならない。

(9) ボランティア歴が長い人はけむたくて、やりにくい。

〈ボランティア側の苦情の例〉

- (1) なんでも仕事を先方から押しつける。
- (2) 施設・病院側ではボランティアを便利屋だと思っているのではないか。
- (3) ボランティアが邪魔者扱いをされることがある。また「ありがとう」と言われないこともしばしばである。
- (4) なぜ、ボランティアが必要なのか、仕事の意義が知らされない。
- (5) ボランティアについての施設・病院の責任者、および職員間の考え方がまちまちで仕事がやりにくい。
- (6) 行きあたりばったりの活動が与えられ、一貫性がない。
- (7) 問題があっても相談する相手が一定していない。

確かにいろいろ問題はあるかもしれないが、要するに援助を受ける人を中心に建設的に研究していけば、いずれの側においてもこういう問題やギャップはなくなっていくのではないのでしょうか。しかしながら、前車のでつは踏むまで、できるだけこのような事態をきたさないように注意したり、心がけたりすることは必要かと思えます。

6 障害者（児）の理解について

障害者（児）に関わる望ましいボランティアとして育つためには、まず、みなさんが障害を持つ人たちや子どもについて正しく理解することから始めなくてはなりません。障害者（児）も人間であり、その人間を相手にするわけですから、障害を持った人たちとは一体どのような人なのかをよく理解しなければならないというわけです。

ボランティアとは、一方では相手方に確かに手を貸すという援助を与えるものですが、与えられる側の人間の気持ちや考えをよく推し測り、思いやらねば、かえってマイナスになる恐れすら起こり得るからであります。

さて、「障害者とは何か」ということについて、1975年の国際連合総会決議から引用し、定義しておきます。

その第一条に、「障害者（disabled person）というのは、先天的であるかどうかに関わらず、身体的または精神的能力の欠如（deficiency）のため、普通の個人的・社会的生活に必要なことを自分一人では全く、または一部行うことのできない人である」とありますが、正しくこのような人たちが世間で障害者や障害児と呼ばれている人たちであります。

ところで、一口に障害者や障害児といっても、その類型にはいろいろなものがあります。以下、その概要について触れていくことにします。

(1) 視覚障害者（児）

目が不自由な人たちのことを視覚障害者（児）と呼んでいます。

その視覚障害者（児）も、持っている視覚障害の程度によって大きく2つに分けられます。盲の人たちと弱視の人たちです。

① 盲の人たち

物を見ることがほとんどできないため、視力以外の他の感覚、つまり耳や指先の感覚で目の不自由さを補って日常生活や学習、情報のキャッチなどをしなければならない人たちです。

行動する上で次のような難しさが生じてきます。

- ・周囲の様子を的確に把握することが難しいです。
- ・言葉と事物・事象との正確な結びつけが難しいです。言葉は知っていても、その形や大きさ、状態などが理解できていない場合があります。
- ・歩行などの行動に大きな制約を受けます。
- ・視覚による模倣動作ができません。
- ・平面的にかかれた凸線による絵などが理解しにくいです。

② 弱視の人たち

物を見ることができですが、ちょっと暗かったり、小さなものや遠くの物になると、眼鏡などで矯正してもよく見えないため、ともすると道路でつまずいたり、本を読んだりするのが苦手となる人たちです。

オウム真理教の教祖麻原彰晃は、警察の取調べに対して「目の不自由な私に一体何がで

きますか」とつぶやいていますが、実はこの男も全く見えないのでなくて、弱視の一人です。

(2) 聴覚障害者(児)

聴覚障害というのは、世間で「ろう」とか、「難聴」などとよばれている耳の障害です。もっと正確に言うならば、「聴こえの障害」ということになりましょう。

「耳が聴こえない」という状態が「ろう」であり、「耳が遠い」状態が「難聴」です。実際には、個人によって「耳が遠い」から「耳が聴こえない」に至るまでいろいろあり、正しく耳の聴こえの障害といつてよいでありましょう。

聴覚障害という耳の聴こえの障害は、人間が生命体である限り、人生のあらゆる時期にいつでも起こり得る問題です。

ところが同じ聴覚障害でも、乳幼児期ないしは、それ以前に起こった場合(生来～早期失聴)と、それ以後に起こった場合(中途失聴)とでは、もっと適切に指摘するとすれば、子どもが言葉、すなわち私たち共通の母国語である日本語を習得する前に起こると、言葉を習得してから起こるとでは、非常に状況が異なってきます。

というのは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、社会人等の時期に、つまり母国語である日本語をすでに基礎的に身につけた段階で失聴した場合であれば、たとえ耳に障害を受けたとしても、言葉そのものまでも失うということはないのですが、乳幼児期やそれ以前の段階であれば、耳が聴こえないがために放置されたり、適切な指導が施されなかったりすると、言葉が育たなくなるといった事態を生じてきます。つまり、「聾啞」といわれる状態がそれでありました。

聾学校に在籍する子どもたちの大部分や卒業生の大部分は、こういった類型に属する人たちです。

「聴覚障害」とか、「聾」、「難聴」という場合、世間の人たちは「ああ、手話をする人たちか。コミュニケーションだけが不自由で、あとは普通」という具合に、いとも単純にしか考えておりません。

ところが、事実は大変複雑で、手話によるコミュニケーションの補償ぐらいではすまない、やや

こしい障害なのです。聴覚障害から派生する影響は、言葉の習得、すなわち日本語習得の障害が核となって、その個人の人間としての育ちや、社会生活の全体にまでさまざまに波及していくからです。

大部分の聴覚障害の人は耳さえ問題なければ、元来正常に伸びていく可能性を持ってこの世に生まれてきています。つまり、潜在能力や能力素質においては健常者同様であるということです。

また、母国語、すなわちその民族やその国の言葉を習得する能力についても同様のことがいえると思います。

たとえ、聴覚障害者(児)本人がこのようなよき根源的能力を持っていたとしても、そういうものを育てるための工夫や努力が適切になされないとするならば、聴覚障害は次のような重大な障害をもたらします。

- ① 私たち共通の母国語(言葉)である日本語の習得に困難をきたすと同時に、言葉によるコミュニケーションの発達にも大きな支障をきたします。日本語(生の言葉)によって日本語を教える方法、これが口話です。今日、世間で口話を悪者呼ばわりしていますが、これは大きな誤りです。
- ② 日本語で書かれた本を読んだり、日本語で文章を書いたりすることにも大きな支障をきたします。言葉の指導、つまり口話の指導が不徹底で、聴覚障害者(児)本人の言葉(日本語)の力が貧困なため、このような事態が生じるのです。
- ③ 日本語(言葉)の習得が不十分で、本を読んで理解することにも困難があるとすると、教科の学習にものりにくく、基礎学力もつきにくくなってきます。本が読めなければ、自学自習も、自己教育もやりようがないわけです。
- ④ 耳学問ができないために、すなわち言葉を通じた情報が入りにくいため、乳児性や幼児性、小児性が抜けきれない、自主性が育ちにくい、一般常識に欠けるといったような形での生活態度の面でのひずみや、ずれが出てくる心配があります。
- ⑤ 一般の人たちとの物の見方、考え方、感じ

方の上でのずれが大きくなり、人間としてのまとまりに偏りが出てくる場合もあります。

(3) 知的障害者(児)

これまで「精神薄弱」とか、「知恵遅れ」などと呼ばれてきた人たちのことで、現在では「知的障害」と呼ぶようになってきています。

「知的障害児」というのは、物の名前を覚えたり、計算したり、筋道を立てて考えたり、想像したりする頭の働きや大小便の始末、衣服の着脱、食事、清潔等の生活習慣の自立が、年齢にふさわしく順調に発達していかない状態にある子どもたちです。

「知的障害者」は、そういう子どもたちが大人になった時の姿です。大人になっても抽象的なことについて考えるのが困難な人とか、生活習慣的なことはできても、新しい事態に対して臨機応変に振舞えない人、他人の助けを借りてようやく自分の身のまわりの始末ができる人、大人になってもほとんど言葉を話せない人、衣食についても絶えず保護が必要な人、自立ができない人、身体だけは大人であるが、やること、なすことは、子どもか幼児なみであるような人、こういった人たちが世間でいうところの「知的障害者」です。

外国や日本の調査によりますと、このような知的障害の人たちは、全人口の3パーセントはいるだろうといわれています。現在、日本の全人口はすでに1億を超えておりますので、「知的障害」の人が約200万人から300万人はいるという勘定になるでありません。障害者の中で最も数が多い人たちです。ですから、街の中、電車の中、バスの中などでもよく出会うということがあるかも知れません。特有の風貌をしたダウン症と呼ばれる人たちもこの類型に入ります。ダウン症の人たちの場合、人懐っこく、物まねが上手で愛敬があり、陽気で朗らかであるが、他方では頑固であるということがあります。

(4) 肢体不自由の人(肢体不自由児)

手足や体の不自由な人たちのことを、肢体不自由の人、あるいは身体障害者、子どもに即しては、肢体不自由児と呼んでいます。

肢体不自由とは、四肢または、体幹の運動機能障害であるということが出来ます。この四肢とは、いうまでもなく上肢下肢、すなわち手足のこ

とであり、体幹とは背骨を中軸とした上半身と首や頭を含めた支柱部分のことを指しています。

肢体の「不自由」とは、骨、関節、筋肉、神経などの損傷、または欠損や変形のために、支持機能や運動機能が思い通りにならない状態のことです。したがって、このような障害を持った人たちの中には、車椅子を必要とする人たちも大勢出てきます。

肢体不自由の今日における最も典型的な障害は、脳性マヒでありましょう。「脳性」といわれるように、中枢性の運動機能障害でありますので、自分で手足を動かそうとしても思うように動かせないとか、物をつかもうとする時、方向違いの方へ手が行ってしまう、顔も別な方を向いてしまうとか、柵目に文字を書き込めない、きちんと図形を描くことができない、といったようなことが起こってきます。また、言語障害、知的障害、視覚障害、聴覚障害、てんかん発作等の一つ、または二つ以上の随伴障害を伴うということもあります。

(5) 病弱・身体虚弱の人(児)

病弱・身体虚弱の人(児)とは、病弱の人(児)、および身体虚弱の人(児)を指して使っておきます。

① 病弱の人(児)

気管支喘息、腎臓病、心臓病、肝臓病、糖尿病等の慢性疾患や進行性筋ジストロフィー症、エイズ等の難病にかかっている、学業生活や職業生活などに著しい支障をきたしている人たちです。

② 身体虚弱の人(児)

次のような徴候や状態が長い間、続くような場合です。

- ・病気にかかりやすく、かかると重くなりやすく、また治りにくい。
- ・頭痛、腹痛、せき、めまい、おう吐、息切れなどを起こしやすい。
- ・疲れやすく、その回復が遅い。
- ・アレルギー性体質など、体質的に異常がある。
- ・発育や栄養の状態が悪く、よく貧血の症状を示す。

(6) 言語障害の人(児)

その人自身のことばの発達やコミュニケーションをする際の「聞く・話す」、「読む・書く」等の活動が周囲の人から見て気になるほどの支障をきたしている状態の全てと、そのために本人自身の人間形成とか、社会生活への適応が妨げられるような状態を包括して、これを「言語障害（ことばの障害）」と呼んでおきます。そして、以上のような障害を有する人たちが、実は言語障害の人(児)のわけでありませう。

ところが一口に言語障害（ことばの障害）といってもその類型には種々のものがあります。

① 構音障害

言語障害の最も典型的なもので、発音の障害をいいます。

「セ」なら「セ」という特定の言語が発音されないために、聞く側にとって、ことばそのものに注意がとんでしまい、内容が理解しにくい場合をいいます。例えば、「センセイ」を「テンテイ」というように、他の音に置き換えたり、「テレビ」を「テービ」のように「レ」を省略して言ったり、または、発音がひずんであいまいな発音になったりするような場合です。

② 音声障害

声が小さすぎる、極端に大きすぎる、極端に低すぎる、高すぎる、しわがれ声、かすれ声、息もれ声、鼻声になるといったような障害です。

風邪を引いてかすれ声になったり、運動会の応援で声を嚔らしたりするのも音声障害です。

③ 吃音

話す時につかえるのでよく「どもり」と呼んでいます。

言葉を話す時、その最初の音や音節を「繰り返す」、「引き伸ばす」、「詰まる」といった傾向があります。卵を「タ、タ、タマゴ」と言ったり、「ターマゴ」、「タッマゴ」、「タマ、タマ、タマゴ」と言ったりする場合もあります。そのために周囲の人から笑われることもあります。

みなさんの学校時代の友達にも、このような人が、あるいはいたかも知れません。

④ 言葉の発達の遅れ

世の中には、脳の器質的・機能的要因（自閉症や学習障害のような場合）、知能的要因（知的障害のような場合）、聴覚的要因（聾・難聴のような場合）、両親が子どもをかまわなくてやれない、子どもを拒否する、過保護に扱うといった環境的要因（情緒的・社会的要因）等々によってことばの発達が同一年齢の他の子どもに比べて遅れる子どもがいます。

⑤ 失語症

脳血栓・脳梗塞といった脳血管障害や脳腫瘍の結果として起こる後遺症で、言葉が話せなくなったり、ことばを聴いて理解することができなくなったりする障害です。話し言葉の面だけでなく読み書きや、数の計算ができなくなることもあります。また、怒りっぽくなったり、頑固になったりする人もいます。

わが国の高齢化社会が加速されますほどに、このような人たちが目下増えてきつつあります。そうなりますと、病院のS. T（言語療法士）や家族だけではカバーしきれないので、これも大きな社会問題となってきます。ここにもボランティアの出番があります。

(7) 情緒障害児

情緒障害と呼ばれる子どもたちの中には、学校へ行きたがらない子（登校拒否児）、家庭ではよくしゃべるのに学校や幼稚園へ来ると頑として全く口をきかなくなってしまう子（緘黙児〈かんもくじ〉）、友だちと一緒に遊べない子、引っ込み思案の子、乱暴な子、夜尿の子、心身症の子、非行に走る子など、いろいろな子どもたちがいます。

どの子どもたちも、心の中に問題を持っていて、それが自分の力で解決できないために、周りの人々とのつきあいがうまくできず、健康な子どもたちのような生き生きとした楽しい生活ができにくい子どもたちなのです。

その原因の多くは、環境にあるといつてよいでしょう。したがって、それを治すことは可能です。つまり、環境的なもの、すなわち、人とかかわりを変えてやればよいわけです。

(8) 自閉症の人(児)

自閉症の持つ「自閉症状」とは、もともと大人

の精神分裂病の中心的な徴候をなす症状について名づけられたものです。つまり、当人自身の人に対する関心、興味、愛着、気持ちのつながりといったものがなくなって、全く自分自身の勝手な世界に閉じこもり、外部の人間世界との間が断絶して、現実の世界に適応できない状態を指して使われます。このような状態が人生の早期から始まる場合が、ここにいうところの自閉症です。

自閉症の子どもは、1万人につき3～5人ぐらいの割合で出現し、男子の場合の出現率は、女子の4～5倍といわれています。

原因については、以前は両親の性格や育て方が原因と考えられていましたが、最近では上の説は否定され、脳の器質的・機能的障害が原因と考えられています。

自閉症の人の行動には次のような3つの大きな特徴が現われます。

第一に、他人との接触を避け、接触した場合でも感情的な反応を外に表しません。赤ん坊の頃でも親と目を合わせようとしなかったり、無表情であったりするし、もう少し大きくなると、今度は友だちがつかれなかったり、他の子どもたちと一緒に遊ぶことができなかつたりします。

第二に、他人の言葉に対して反応のないことが多く、本人も言葉を持たないことが多いです。まったく口をきかないこともあります。たとえば言葉話を話したとしても、抑揚がなく奇妙なほど一本調子であったり、声の高さがおかしかったりと、一般の人の話し方とは明らかに異なっています。よく言われたことをそのままオウム返しにすることもあります。

第三に、常に同じ環境や状況を要求し、その中で同じような型にはまった行動や、何度も何度も物を並べたり、数えたりし続けるなどの、はたから見れば無益な行動を繰り返します。しかし、それを止めさせようとしたり、まわりの環境を変えようとしたりすると、激しいストレスを引き起こすこととなります。そして、それがカンシャクとなって爆発すると、自分の手足を噛んだり、重傷を負うほどまでに自分で自分を殴ったり、壁に頭を打ちつけたりします。

最近では成人した自閉症の人をどうするのかといったことも大きな問題となってきています。

(9) LD (学習障害) 児

世の中には、知的に遅れているわけでもないのに、否、むしろ平均、あるいは、それ以上の知能を持ちながら、しかも目も見え、耳も聴こえているにも拘らず、脳の発育や働きに偏りがあるために、他の一般の子どもたちと同様なやり方では、言葉を聴いたり、話したり、文字で書かれたものを読んだり、自ら文字を綴って書いたり、算数の問題を解いたり、計算をしたりするのを学ぶのに著しい困難を持っている子どもたちがいます。

また、そのような子どもたちの中には、他人の表わす身振、表情、愛情表現の所作、その他態度、行動等の意味が理解できなくて、それを覚えられないとか、時間、空間、距離、大きさ、速さの判断がつかない。地図が読めないなどといった非言語性の障害を併せ持つ者もいます。このような行動上の問題を示す一群の子どもたちが、実はLD (学習障害) の子どもたちであります。

行動徴候が自閉症によく似ていますので、軽い自閉症を想像してもらおうと、大体の見当がつくかもしれません。

わが国の場合、細々ながらも行政レベルでこれに対応するようになったのは、ほんの5、6年前ぐらいからです。通級学級によって、LD児に対応していこうなどと騒いでいます。ところが、アメリカではすでに1975年の連邦公法94-142 (通称障害児教育法) においてLD (学習障害) を公的教育費補助の対象となる一つの障害として明確に認知するまでに至っております。

現在のところ、わが国の場合、LD児は主に小学校のこぼの教室、知的障害や情緒障害の特殊学級、知的障害の養護学校、一般の子どもたちの学級等に在籍していますが、その適正就学、適正処遇の問題は、今後さらにクローズアップされてくることとなりましょう。

(10) 重複障害の人 (児)

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5種類の身体障害のうち、2つ以上の障害をあわせ有するものを文部省の立場では「重複障害児」と呼んでいます。

しかし、心身障害児教育が対象とする障害は、この5種類の障害の他にも情緒障害とか、言語障害とかがありますので、さらにこれらの障害との

重複という組み合わせも生じてきます。

障害が重複すれば、かけ算的に障害は重度化してくるものですし、また、障害が重度であれば、よく重複化しているものです。

このように「重度」と「重複」とは互いに分けがたく、相互に絡みあって社会的、教育的意味において重度の障害となるものです。そこで両者を一つにまとめて「重度・重複障害」ということもあります。

寝たきりの障害の人や障害児の場合は、その典型的な例といえるでありましょう。行動の自由や発言・発語の自由を、脳の器質的障害や機能障害の故に奪われた脳性マヒの人や子どもも、その多くはこの「重度障害」や「重複障害」という類型に入るでありましょう。加えて、重度の知的障害でも合併しているような場合には、それこそ「重度・重複障害」と呼ぶにふさわしい障害であるかも知れません。

以上のような障害のある人々と社会がどのように関わっていくべきかという考え方に、ノーマリゼーション(正常化)という世界的な発想の流れがあります。これは、障害のある人たちを一般の人たちの生活から隔離したり、分離したり、施設に閉じ込めたりなどしないで、できるだけ私たちがだれもがしているような普通の生活を地域でおくらせるようにしよう、同時に本人自身にもできるだけ周囲の人々と共有できる物の見方、考え方、感じ方、振舞い方が育つようにしていこうという考え方があります。

実は、1975年に国際連合から出された障害者の権利に関する宣言においても同様の考え方が次の条項等の上に明示されております。

「三、障害者は人間としての尊厳が尊重される生れながらの権利を有する。障害者は障害の原因、種類、程度にかかわらず、同年齢の市民と同様な基本的権利を有する。すなわち、第一にできる限り普通の、また十分に満たされた。相応の生活を送る権利を有する。」

「四、障害者は、他の人々と同様の市民的、および政治的権利を有する。」

「五、障害者は、できる限り自立を目標とした施策を受ける資格を有する。」

「六、障害者は、義肢・装具を含む医学的・心

理的および機能的治療を受け、医学的・社会的リハビリテーション、教育、職業的な教育と訓練、リハビリテーション、援助、カウンセリング、職業斡旋、その他障害者の能力と技能を最大限に開発し、社会への統合、または再統合過程を促進するようなサービスを受ける権利を有する。」

「九、障害者は、家族またはその里親とともに生活し、すべての社会的・創造的またはレクリエーション的活動に参加する権利を有する。障害者の住宅に関しては障害者の状態によって必要とされ、あるいはその状態に応じて行う改善によって必要とされる以外、差別されない。もし、障害者が施設に入らざるを得ない場合も、その環境や生活状態は同年齢の普通の生活にできるだけ似たものでなくてはならない。」

ところが、このような考え方を日常の実践の中ですべて実現しようとしても、現状にあっては、とても行政の力だけでは及ぶべくもありません。その穴埋めは、折りにふれてみなさんのようなボランティアに大きく頼らざるを得ないでありましょう。

7 ボランティアを通して育つもの

ここでいよいよ今回の話の核心となる「ボランティアで育む心」に関連したことを扱うことにしますが、現在の段階においてはあまり研究もされていない領域でありますので、私なりの考え方を述べるにとどめておきます。

真理の探求という観点からは、おそらくボランティアの経験や実践をこつこつと累積しながら方向性を見出ししていくべき仕事ではないでしょうか。「ローマは一日にしてならず……」というわけです。

しかしグローバルであれ、実践の手がかりとなる当座の指針ぐらいはあった方が、何も無いよりはましかも知れません。その程度のものとして聴いて欲しいと思います。

とにかく、この問題を考えるに当たっては、前提として先ず今日におけるわが国の政治原理である「民主主義(デモクラシー)」と、ボランティアをボランティアたらしめる「ボラタリズム(一般市民の自由意思に支えられた社会的自発サービ

ス活動を高く評価する思想で、ボランティア活動を支える理念ともいうべきもの)」との関係について知っておく必要があります。

次のような意味において、デモクラシーとボランティアリズム（ボランティアの思想）は、ボランティアをする人、ボランティアを受ける人、双方の立場から見て不可分の関係にあるとよいであります。

- (1) デモクラシーの社会システムとしての国、都、道、府、県、市、町、村、地域社会、団体、グループといったものは、元来、その維持、安定、成長、発展のために、その構成員（市民）がボランティア（自発的）に提供する時間と行動力に大きく依存することによってうまく機能するものであります。
- (2) デモクラシーの社会システムは、元々それぞれの人が人間としての満足感を持ち、自己を実現していく機会を提供するように仕組みられているものです。

こういった二つの側面からボランティアというものが、デモクラシーの社会を動かしていく上で如何に必要なものであるということが理解できるのではないのでしょうか。

その意味においてボランティアは、正しくデモクラシーの生命を維持する血流です。ボランティアによってなされるサービスの質がデモクラシー社会の健全性を測るバロメーターだといわれる所以もここにあらうかと思われます。

イギリスの貴族モルトンもロンドンの文筆家のクラブで行なったスピーチの中で、ボランティアについて次のように述べています。

「私たちは三つの領域の規律の下で毎日生活をしています。

一つの規律は、その国の法律であり、一般市民の行動のルールとそれに違反した場合の厳格な罰則を定めています。

もう一つの規律は、私たちが自由に選択できる領域です。

他の一つは、法律にも、私たちの自由な選択にも属しない領域であります。

この領域の規律については、それぞれの人が自分で自分に義務や責任を負わせるのであります。ですから、この領域の場合、各人が全く自

由であるかという、そうではないわけです。また、どのような法律であろうと、如何なる人であろうとを問わず、その人がみんなに約束したことについてその実行を強制し得ないことも勿論であります。同時に自分自身を裏切ることなしに、それに反した行動がとれないこともいうまでもありません。」

モルトンの説くこの第三の規律の領域こそ、正しくボランティアの世界であり、精神であり、心であります。

一つの国民の真の偉大さとか、本当の意味での文化国家、福祉国家などというものも、それぞれの人がこの強制されないことに従う領域、つまりボランティア（自発サービス）領域をどれだけ持ちあわせているかによって測られるといっても決して過言ではないであります。このような哲学や精神を実践に移し、行動化するのが実はボランティア活動というものです。

さて、このようなボランティア活動を通して一体どのような心が育まれるのでありましようか。あるいは、どのような人間や人間性、パーソナリティ（人格）が育てられるのでありましようか。大づかみに一言で言えば、デモクラシーの社会システムが必要とする民主的な人間、人間性、パーソナリティを育てると考えてよいであります。

例えば、以下のような具体的資質や態度、行動を育てたり、よき影響をもたらすということになってきます。

- (1) 自発的動機から援助対象に関わったり、のめりこんだり、援助活動に参加したりする資質が自然に育ってきます。
民主的なパーソナリティにあつては、社会的な支援にイニシヤティブ（主導性）をとることやのめりこむことは、内なる心より自発的に起こってくるはたらきです。また、そのようなパーソナリティにあつては、外部から自分に対して向けられる刺激や影響を強制や義務としてではなく、むしろ行動に移すべき援助要請として自発的に傾聴され、受け止められていくものです。
- (2) 自信を持った、他人に対してオープンマインドの、謙遜で、寛容なパーソナリティが育つて

きます。

他人に対してオープンマインドであるということは、必ずしも自分の考えをゆずるということではありません。さりながら、他のいろいろな考え方に耳を傾けるという不愉快さにも耐えるということです。

本当に民主的な人は、一方では自分の考えを持って、それを他人にも伝え、また他方では、他人の意見についても心から傾聴することができなければなりません。また、先入観にとらわれるような人であってもなりません。民主的な人というものは、自分に反対する考えに対しても耳を傾けないほどに傲慢であってはなりません。

- (3) 事実を直視し、現実根をおろした問題解決を志向する人格が育ってきます。
- (4) 地位の意識とか、序列の意識から自由な人格や人間平等の精神が育ってきます。

序列や地位の問題に心を奪われている個人やグループというものは、反民主的な方向への傾斜をも示すものです。

人間平等の精神に基づく民主的な社会システムにおいては、指導性や練達性を持っている人の位置が事柄によって自由に出入りをするという動きがあります。

また、お互いの才能を脅威とみなさないで、問題に即して今誰が、何に優れているかが敏感に取り上げられます。そして、お互いの才能を認め合う心の広さを感じとるようになってきます。

- (5) 公平であることを基本的に志向する人格が育ってきます。

ボランティアを志す際、最も重要で、しかも情熱に訴えるニーズは、不公平の問題に対処することです。

社会的な公平を実現し、それが維持され、また侵害されないように見つめていくことは、デモクラシー（民主主義）を守り、発展させていくための大きな挑戦でもあります。デモクラシーの社会により良く生きる権利と、それを実現するための機会は平等に与えられるべきだという考え方を支持することは、人々が社会生活をうまくやっていく上で欠くことのできないもの

であります。

多分、今日のわが国の社会状況において、人々の自己同一性（アイデンティティ）の感じ方において対決のテーマとなる問題は社会的公平の実現や、その侵害にまつわるものではないでしょうか。

例えば、若い世代の高齢者に対する、男性の女性に対する、生産者の消費者に対する、健全である人の障害者に対する差別的な公平を欠く対処の仕方や接し方があります。

- (6) 友好的であることや心のあたたかさ、他人を受容するといった態度が育ってきます。

友好的であることや受容的な態度というものは、デモクラシーを実践する上で欠くことのできない条件です。

相互の信頼とお互いが友好的であることは、率直にものを言うことを可能にし、地位意識（ステイタス意識）が生じるのを防ぎ、追い払い、みんなが社会的に公平に扱われることを実現できるようにし、あるべき社会の合理的な探求に必要とされる客観性を支える基盤になるわけです。

フランスのデモクラシーの旗頭たちは、「自由」、「平等」のスローガンとともに、「友愛（博愛）」をうたうことによって、この要素の重要性を強調しています。

実際、生活の中での心の温かさや受容的な態度、お互いの信頼関係といったものは、デモクラシーを実現するすべての過程、次元において必要とされる重要な事柄であります。

したがって、今日では次のようなことがしばしば問題となっています。

私たちの社会でますます増え続ける人間疎外の傾向とか、非人間化、分極化といった現象を考えると、「どうすれば人間と人間との生きたつなかりや、受容の関係、友好的関係をつくりだせるのであろうか」というようなことでもあります。

その回答となるのがボランティア（ボランティアの思想）でありましょう。このボランティアこそが私たちのデモクラシーの危機を救い、かつ、それを強化する最大の潜在力を提供できるのではないのでしょうか。

(7) ボランティア自身の将来の職業選択へのスプリングボード（跳躍板）ともなります。

つまり、ボランティアの経験がきっかけとなって、その人自身が将来、教育、福祉、保健、医療、レクリエーション等々の道に進むといったようなことであります。

(8) ボランティアの援助を受けた人自身が今度はボランティアとして育ってくるということがあります。

(9) ボランティア自身の精神的充足や自己実現に直結してきます。

(10) 疎外が生じ易いグループ間のコミュニケーションの橋渡しとなり得ます。

例えば、一緒に活動することによって高齢者と若い人たち、先生と学生・生徒、両親と10代の若者、公共団体と民間団体、健全の人と障害のある人などの垣根が取りはらわれていきます。

(11) いつの間にかボランティアのネットワーク化が促進されます。

地域社会のいろいろな分野・階層からボランティアが集まってくることによってこのような作用が起こることもよくあることです。

(12) ボランティアに参加しよう、関わろうという自分の意志決定の訓練になります。

つまり、援助を必要とする人へ、その人自身が手を差し伸べようとする努力になるということです。

(13) 援助対象と直接関わることを通して援助対象そのものを理解しようとする態度、習慣、能力が育ち、同時にそれは人間全体を深く理解することへと広がっていきます。

(14) この度の催しに最も直結する効果ですが、障害者（児）やその他の援助を必要とする人々と行動や経験をともにすることによって、そういった人々に対する理解がより深まるとともに、その人たちに自然に関われるようになってきます。

以上、これまで述べてきた「ボランティアで育む心」に即してまとめていえば、ボランティア活動をすることによって、ボランティアをする側にも、受ける側にも、おのずと自由、平等、友愛（博愛）の精神が育ってくるということがいえる

のではないのでしょうか。

また、同時にボランティアの根元的な精神であるボランティアリズムが育ってくるともいえるでありましょう。

おわりに

「ボランティアで育む心」を考えるとということは、実は「ボランティアとは何か」ということを問うことでもあります。

それを一言でくれば、すべての人に対する自由、平等、友愛（博愛）の精神の実現を目指して、現実の世界において手を貸してやれる人がまぎ実践するという活動であります。

中学生や高校生でも、大学生でも、社会人でも、家庭の主婦でも、高齢者でも、障害者でも、要するに援助をする力を持っている人であれば誰がやってもよいわけです。

こういったことをさまざまな角度から具体性を持たせてとらえ直すと次のように見ることもできるであります。

(1) ボランティアとは、何か他人の助けになろうという人間の本性に根ざす活動であります。

(2) 援助を受ける側にとっては、自己を実現する上で必要とされる本来の姿や活動であり、ボランティアをする側にとってはロマン追求の世界であります。

(3) 援助をする人、される人相互の育ち合い活動であり、生活弁証法であります。

(4) 社会に存在する問題の発見と、その解決に直接自らを投げ入れる活動であります。

(5) つながりが薄れつつある人間社会を再生させる活動であります。つまり、人間としての連帯感、一体感、合一感をつくり出す活動であります。

(6) クールになりすぎた社会生活、学校生活、家庭生活をホットにする活動であります。

すなわち、世直しであり、誰もが住みやすい世の中づくりであります。

(7) さめた行政機構のすき間を埋め、生きた社会として機能させるために、市民自らが汗を流し、血を通わせる活動であります。

(8) ボランティアはできあがったものではなく、

ラーニング・バイ・ドゥイング（なすことによって学ぶ）の活動であります。

- (9) 社会のしくみの人間化であり、人間中心の社会をつくりだす活動であります。
- (10) 人間の生きざまを科学し、行動に移す活動であります。つまり、知行合一の世界であります。
- (11) 人間が生きた人間として育つためのレディネス（準備態勢）を築く活動であります。
- (12) 何でもやってみようという胸をわくわくさせるようなときめきと生き甲斐を感じる活動であります。
- (13) 人間の、人間による、人間に即したエコロジー活動であります。
- (14) 広義の遊びであり、楽しみであり、ルソーの言う「自然に帰れ」であります。
肩ひじ張ってやるものではありません。
- (15) 人間が人間として生きる知恵を体得する活動であります。
- (16) ボランティアは自らやりたくてする活動であります。
- (17) ボランティアをする人自身の人間性の表れであり、その人の生き方そのものであります。
同時に、自分の人間性を磨く限界に向けてのチャレンジでもあります。
- (18) 金銭的対価を求める活動ではなく、無償を原則とする活動であります。

むしろ、やらせていただく活動として理解すべきでありましょう。

これで、ボランティアとは何かということが大凡のところ感覚的にとらえることができたのではないのでしょうか。

また、人によってはこれまでのボランティア実践を自分なりに整理できた人もいるかも知れません。

障害のある人々との関わりについていえば、障害のある人々といえども同じ人間である限り、たとえ不自由なことはあっても人間らしく、より豊かに社会の中で生きていこうという願いを抱いています。いうなれば、健常の人々と同様に地域の中でできるだけ誰もががするような生活をしたいという希望を持っています。それをできるだけ実現できるように手を貸してやること、これがすなわ

ち、障害のある人々に対するボランティアではないのでしょうか。みなさんが今、まさにやろうとしていることはそういうことだと思います。

本来ならば、行政が手を差しのべるべき事柄ですが、行政任せにしておいたのでは、障害のある人々の幸福の保証がなかなか実現しにくいような場合、ボランティアの出番となってくるわけです。

それから、みなさんは今後、あちこちでボランティアをするかと思いますが、その場合、次のようなことだけは最低心がけるようにしてください。言わずと知れたことですが、念のために言っておきます。

- (1) 自分がボランティアをすることについて、家族や身のまわりの人に理解と協力を求める努力をしてください。

ボランティアというのは本来日常的な活動ですので、家族や周囲の人の支持がないと長続きができないわけです。

- (2) 活動上の約束や時間はきちんと守ってください。

それができないと、援助を必要とする相手方ではボランティアをあてにできなくなってしまう。

ですから、やむを得ない事情が生じた場合は、仲間に協力や応援を依頼するなど、一人ひとりの責任の枠の中で補うようにすることも必要でありましょう。

- (3) 援助を求められる対象がどのような人であれ、常に相手を思いやりながら接するようにしてください。

そうすれば、お互いが打ち解け、心が通い合うようになっていくのです。また、相手方がどのような援助を求めているかも知ってきまします。ボランティアは相手との連帯活動であるということを忘れてはなりません。思いやりがあれば、善意のおしつけや、ボランティアの自己満足を避けることもできます。

- (4) 具体的な接し方として、まずは笑顔で、言葉ははっきり、丁寧に相手の気持ちや希望をよくきいて、同行二人の道行きで、積極的にかつ、さりげなく関わるようにしてください。

- (5) 援助対象を正しく理解するための学習もして

ください。

適切な援助をするためには、相手方に対する正しい理解が必要です。実践による理解だけでは偏った理解に陥ることもあり得ます。体力や気力だけでは不十分だということです。頭も使うようにしてください。ですから、この度の「ボランティアのつどい」のような企画もないよりはあったほうが良いわけです。

ともあれ、いろいろなことをたくさん話してきましたが、ボランティア活動もその背景となる思想としてのボランティアリズムも、私たち日本人にとってはまだまだ馴染みが薄く、未知なる領域も広く、今日の段階においては“理論百よりも実践一つ”ぐらいに考えて、本日の参加者であるみなさんのようにまずは参加してみることを、行動してみることが大切でありましょう。再び冒頭の言葉に戻りますが、やはり「初めに行動ありき」であります。

これが「ボランティアで育む心」の総括でもありましょう。

(1996. 11. 29 受理)

引用・参考文献

- 1) 全国社会福祉協議会

- 全国ボランティア活動振興センター編『ボランティア活動ハンドブック』社会福祉法人 全国社会福祉協議会 昭和56年
- 2) エバ・シンドラー・レーンマン、ロナルド・リビット著 永井三郎訳「ボランティアの世界」日本YMCA出版 1979
- 3) 新谷弘子編著「ボランティアの手引 I 視覚障害者とともに」ドメス出版 1981
- 4) 新谷弘子編著「ボランティアの手引 II 病院とボランティア」ドメス出版 1981
- 5) 世界大百科事典 26 平凡者 1988
- 6) 砂原茂一著「リハビリテーション」岩波書店 1980
- 7) 小松源助・吉澤英子・岡本民夫 監修『社会福祉実践基本用語辞典』社会福祉実践理論学会編 川島書店 1989
- 8) 松崎節女・大塚明敏『NHKテレビろう学校』日本放送出版協会 昭和50年
- 9) 文部省『心身障害児の理解のために』昭和55年
- 10) 大塚明敏『ことばの障害をなおす』昭和56年
- 11) 文部省『心身障害児教育の実際』昭和57年
- 12) ジョンソン マイケルバスト著 森永良子・上村菊朗共訳『学習能力の障害』日本文化科学社 1979
- 13) 「みんなのねがい」編集部編『子どもの障害と医療』全国障害者問題研究会出版部 1988